

令和 5 年第 1 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 2）

目 次

	頁
議案第 10 号 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第 11 号 堺市事務分掌条例の一部を改正する条例	5
議案第 12 号 堺市立文化館条例の一部を改正する条例	7
議案第 13 号 堺市博物館条例等の一部を改正する条例	9
議案第 14 号 堺市立老人集会所条例の一部を改正する条例	13
議案第 15 号 堺市重度障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例	15
議案第 16 号 堺市立こどもリハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例	17
議案第 17 号 堺市営住宅条例の一部を改正する条例	19
議案第 18 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例	21
議案第 19 号 堺市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例	25
議案第 20 号 堺市手数料条例及び堺市開発行為等の手続に関する条例の一部を改正する条例	27
議案第 21 号 堺市霊園条例及び堺市立霊堂条例の一部を改正する条例	29
議案第 22 号 堺市いじめ防止等対策推進委員会条例の一部を改正する条例	35
議案第 23 号 堺市いじめ重大事態調査委員会条例	37
議案第 24 号 工事請負契約の締結について [大浜高層建替住宅建設工事]	41
議案第 25 号 工事請負契約の変更について [上神谷高架橋（P7-P8工区）耐震対策ほか工事]	45
議案第 26 号 指定管理者の指定について [堺市都市緑化センター]	47

議案第	27	号	包括外部監査契約の締結について……………	51
議案第	28	号	市道路線の認定について……………	53
議案第	29	号	大字太井共有地処分について……………	69
議案第	30	号	大字西共有地処分について……………	73
報告第	1	号	損害賠償の額の決定の専決処分の報告について……………	77
報告第	2	号	地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について……………	81

令和5年第1回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和5年2月10日

堺市長 永藤英機

- | | | | |
|-----|----|---|--------------------------------------|
| 議案第 | 10 | 号 | 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 | 11 | 号 | 堺市事務分掌条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 | 12 | 号 | 堺市立文化館条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 | 13 | 号 | 堺市博物館条例等の一部を改正する条例 |
| 議案第 | 14 | 号 | 堺市立老人集会所条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 | 15 | 号 | 堺市重度障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例 |
| 議案第 | 16 | 号 | 堺市立こどもリハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 | 17 | 号 | 堺市営住宅条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 | 18 | 号 | 堺市手数料条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 | 19 | 号 | 堺市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 | 20 | 号 | 堺市手数料条例及び堺市開発行為等の手続に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 | 21 | 号 | 堺市霊園条例及び堺市立霊堂条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 | 22 | 号 | 堺市いじめ防止等対策推進委員会条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 | 23 | 号 | 堺市いじめ重大事態調査委員会条例 |
| 議案第 | 24 | 号 | 工事請負契約の締結について |
| 議案第 | 25 | 号 | 工事請負契約の変更について |
| 議案第 | 26 | 号 | 指定管理者の指定について |
| 議案第 | 27 | 号 | 包括外部監査契約の締結について |

- 議案第 28 号 市道路線の認定について
- 議案第 29 号 大字太井共有地処分について
- 議案第 30 号 大字西共有地処分について
- 報告第 1 号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について
- 報告第 2 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例の一部を改正する条例

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1の20の項を次のように改める。

20 削除	
-------	--

別表第1の22の項及び23の項を次のように改める。

22 削除	
23 削除	

別表第2の21の項から23の項までを次のように改める。

21 削除		
22 削除		
23 削除		

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

堺市身体障害者介助者用車椅子電動補助装置購入費、事業所内保育施設の設置の支援及び堺市認証保育所の運営補助に関する事務の廃止に伴う所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和5年4月1日から施行するものであること。

堺市事務分掌条例の一部を改正する条例

堺市事務分掌条例（昭和47年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条市政集中改革室の分掌事務を定める部分を削り、同条総務局の分掌事務を定める部分第3号中「、市政集中改革室」を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

堺市事務分掌条例の一部改正について

1 改正の趣旨

令和3年度及び令和4年度の集中改革期間における市政全般の抜本的な改革が進捗したため、市政集中改革室を廃止することとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和5年4月1日から施行するものであること。

堺市立文化館条例の一部を改正する条例

堺市立文化館条例（平成11年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第22条第1号及び第2号中「業務」の次に「（市長が指定するものを除く。）」を加える。

第23条第1項中「前条に規定する業務の遂行に関する実績及び文化館の特性等を勘案し、本市が出資する法人のうちから適当と認めるもの」を「特別の事由があると認める場合を除き、前条に規定する業務の遂行に必要な能力及び実績を有する法人その他の団体のうちから、公募により指定管理者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市立文化館条例の一部改正について

1 改正の趣旨

堺市立文化館の指定管理者の指定に係る手続等について、公募を原則とする見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

堺市博物館条例等の一部を改正する条例

(堺市博物館条例の一部改正)

第1条 堺市博物館条例(昭和55年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)」第18条の規定に基づき、」を削り、「寄与するため」の次に「、博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)」第2条第1項に規定する博物館として」を加える。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 博物館資料に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を作成し、公開すること。

第8条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

別表中「別表」を「別表(第3条関係)」に改める。

(堺市ラブホテル建築等規制条例の一部改正)

第2条 堺市ラブホテル建築等規制条例(昭和58年条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「別表第1」を「別表第1(第2条関係)」に改める。

別表第2中「別表第2」を「別表第2(第4条関係)」に改め、同表第3号中「第29条に規定する博物館に相当する施設」を「第31条第2項に規定する指定施設」に改める。

(堺市立みはら歴史博物館条例の一部改正)

第3条 堺市立みはら歴史博物館条例(平成16年条例第116号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 博物館資料に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を作成し、公開すること。

(堺市旅館業法施行条例の一部改正)

第4条 堺市旅館業法施行条例(平成24年条例第67号)の一部を次のように改正す

る。

第3条第1項第2号中「第29条の規定により指定された博物館に相当する施設」を
「第31条第2項に規定する指定施設」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

堺市博物館条例等の一部改正について

1 改正の趣旨

博物館法（昭和26年法律第285号）の一部改正により、博物館の目的や事業等が見直されたことに伴い、(1)及び(3)の条例を改正するほか、法改正に伴い(2)及び(4)の条例については、規定の整備を行うものであること。

(1) 堺市博物館条例（昭和55年条例第13号）

(2) 堺市ラブホテル建築等規制条例（昭和58年条例第17号）

(3) 堺市立みはら歴史博物館条例（平成16年条例第116号）

(4) 堺市旅館業法施行条例（平成24年条例第67号）

2 施行期日

令和5年4月1日から施行するものであること。

堺市立老人集会所条例の一部を改正する条例

堺市立老人集会所条例（昭和46年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表堺市立美木多喜楽荘の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

堺市立老人集会所条例の一部改正について

1 改正の趣旨

美木多校区において建設が予定されている地域会館に老人集会室が併設されることから、堺市立美木多喜楽荘を廃止することとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和5年4月1日から施行するものであること。

堺市重度障害者医療費助成条例等の 一部を改正する条例

(堺市重度障害者医療費助成条例の一部改正)

第1条 堺市重度障害者医療費助成条例（昭和48年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項第2号中「被保護者」の次に「（その保護を停止されている者を除く。）」を加える。

(堺市ひとり親家庭医療費助成条例の一部改正)

第2条 堺市ひとり親家庭医療費助成条例（昭和55年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「被保護者」の次に「（その保護を停止されている者を除く。）」を加える。

(堺市子ども医療費助成条例の一部改正)

第3条 堺市子ども医療費助成条例（平成5年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「被保護者」の次に「（その保護を停止されている者を除く。）」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の堺市重度障害者医療費助成条例、堺市ひとり親家庭医療費助成条例及び堺市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

堺市重度障害者医療費助成条例等の 一部改正について

1 改正の趣旨

大阪府の福祉医療費助成制度の対象に、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者のうち、その保護を停止されている者（以下「保護停止者」という。）が加えられることとなったことを踏まえ、本市の重度障害者、ひとり親家庭及び子どもに係る医療費助成についても、その対象に保護停止者を加える見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和5年4月1日から施行するものであること。

堺市立こどもリハビリテーションセンター条例 の一部を改正する条例

堺市立こどもリハビリテーションセンター条例（平成5年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第5号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第8条第1項中「以下」を「以下この条において」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

センターの名称	施設の名称	施設の種類
堺市立北こどもリハビリテーションセンター	もず園	法第43条に規定する児童発達支援センター
	もず診療所	医療法第1条の5第2項に規定する診療所
堺市立南こどもリハビリテーションセンター	つぼみ園	法第43条に規定する児童発達支援センター
	つぼみ診療所	医療法第1条の5第2項に規定する診療所

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

堺市立こどもリハビリテーションセンター条例 の一部改正について

1 改正の趣旨

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部改正により、肢体不自由のある児童を支援の対象とした医療型児童発達支援について、児童発達支援に一元化されることに伴う所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであること。

堺市営住宅条例の一部を改正する条例

堺市営住宅条例（平成9年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「規定する施設」の次に「（公営住宅以外の市営住宅にあつては、これに相当する施設）」を加える。

第21条第1項中「市営住宅及び当該住宅の共同施設」を「市営住宅等」に改め、同条第2項中「市営住宅又は当該住宅の共同施設」を「市営住宅等」に改める。

第28条第1項第4号及び第5号中「市営住宅又は当該住宅の共同施設」を「市営住宅等」に改める。

第45条の2第1項中「市営住宅の」を削る。

第56条第1項中「市営住宅若しくは当該住宅の共同施設」を「市営住宅等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市営住宅条例の一部改正について

1 改正の趣旨

指定管理者に管理を行わせることのできる共同施設の種類を明確化するため、堺市営住宅条例（平成9年条例第30号）第2条第2号に規定する共同施設の定義について、規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項中第65号を第68号とし、第55号から第64号までを3号ずつ繰り下げ、同項第54号中「同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料」を「一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等の許可申請手数料」に、「同一敷地内許可建築物を除く」を「当該新築又は当該増築等をする建築物に限る」に改め、同号を同項第57号とし、同項第53号中「同一敷地内認定建築物以外の建築物（一定の空地を有することとなる場合に限る。）の容積率、各部分の高さ又は高さ」を「一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等（一定の空地を有することとなる場合に限る。）に係る建築物の各部分の高さ又は容積率」に、「同一敷地内認定建築物を除く」を「当該新築又は当該増築等をする建築物に限る」に改め、同号を同項第56号とし、同項第52号中「同一敷地内認定建築物以外の建築物に係る建築」を「一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等」に、「同一敷地内建築物を除く」を「当該新築又は当該増築等をする建築物に限る」に改め、同号を同項第55号とし、同項第51号中「建築される建築物の容積率、各部分の高さ又は高さ」を「建築等をする建築物の各部分の高さ又は容積率」に、「既存建築物を除く」を「当該建築等をする建築物に限る」に改め、同号を同項第54号とし、同項第50号中「建築される建築物の容積率、各部分の高さ又は高さ」を「建築等をする建築物の各部分の高さ又は容積率」に改め、同号を同項第53号とし、同項第49号中「既存建築物を除く」を「当該建築等をする建築物に限る」に改め、同号を同項第52号とし、同項中第48号を第51号とし、第30号から第47号までを3号ずつ繰り下げ、第33号の前に次の1号を加える。

（32）法第58条第2項の規定に基づく高度地区における建築物の高さの特例許可申請

手数料

1件 160,000円

第33条第1項中第29号を第31号とし、第28号を第30号とし、同項第27号中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同号を同項第29号とし、同号の前に次の1号を加える。

（28）法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さの特例許可申請手数料

1 件 1 6 0 , 0 0 0 円

第 3 3 条第 1 項中第 2 6 号を第 2 7 号とし、同項第 2 5 号中「第 5 7 条の 2 第 3 項」を「第 5 7 条の 5 第 3 項」に改め、同号を同項第 2 6 号とし、同項中第 2 4 号を第 2 5 号とし、第 2 1 号から第 2 3 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 0 号の次に次の 1 号を加える。

(21) 法第 5 2 条第 6 項第 3 号の規定に基づく建築物の容積率に係る算定の特例認定申

請手数料

1 件 2 7 , 0 0 0 円

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

堺市手数料条例の一部改正について

1 改正の趣旨

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の一部改正により、建築物のエネルギー消費性能の向上を目的とした建築物の改修及び設備の設置について容積率等の制限を緩和する特例認定又は特例許可に関する事務が新設されたことに伴い、同事務に係る手数料を徴収することとし、所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行するものであること。

堺市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例

堺市特別用途地区建築条例（昭和48年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「又は特別業務地区」を「、特別業務地区又は特別住居地区」に改める。

第5条第1項中「を建築して」を「は、建築して」に改める。

第8条を削る。

第7条の見出しを削り、同条第1項各号中「又は第5条第1項」を「、第5条第1項又は第6条」に改め、同条を第9条とし、同条の前に次の1条及び章名を加える。

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

第6章 罰則

第6条第1項各号列記以外の部分中「又は特別業務地区の区域内の建築物」を「、特別業務地区の区域内の建築物又は特別住居地区の区域内の建築物」に、「又は第5条第1項」を「、第5条第1項又は前条」に、「うけない」を「受けない」に改め、第4章中同条を第7条とし、同章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 特別住居地区

第6条 特別住居地区の区域内においては、法第48条第3項に定めるもののほか、共同住宅、寄宿舍又は下宿以外の用途に供する部分の容積率が10分の20を超える建築物は、建築してはならない。ただし、法第52条第14項、法第59条の2第1項若しくは法第68条の3第1項、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第18条第1項の規定に基づき特定行政庁が許可し、又は認めた建築物については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

堺市特別用途地区建築条例の一部改正について

1 改正の趣旨

新金岡駅周辺、泉ヶ丘駅周辺、榎・美木多駅周辺及び光明池駅周辺の地区について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号に掲げる特別用途地区（特別住居地区）とするに当たり、当該特別用途地区における建築の制限等について定めるため、所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものであること。

堺市手数料条例及び堺市開発行為等の手続 に関する条例の一部を改正する条例

(堺市手数料条例の一部改正)

第1条 堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第36条の見出し中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改め、同条中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この条において「法」という。）」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）（以下この条において「令和4年改正前旧法」という。）」に改め、同条各号中「法」を「令和4年改正前旧法」に改める。

(堺市開発行為等の手続に関する条例の一部改正)

第2条 堺市開発行為等の手続に関する条例（平成15年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）（以下「令和4年改正前旧法」という。）」に、「同法第2条第2号」を「令和4年改正前旧法第2条第2号」に改める。

第7条第1項及び第9条第1項中「宅地造成等規制法」を「令和4年改正前旧法」に改める。

第25条第2項及び第28条第2項中「宅地造成等規制法」及び「同法」を「令和4年改正前旧法」に改める。

附 則

この条例は、令和5年5月26日から施行する。

堺市手数料条例及び堺市開発行為等の手続 に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）の一部改正に伴い、当該一部改正に係る経過措置期間において、改正前の同法の規定の適用に関する所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和 5 年 5 月 26 日から施行するものであること。

堺市霊園条例及び堺市立霊堂条例の 一部を改正する条例

(堺市霊園条例の一部改正)

第1条 堺市霊園条例（昭和38年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中「霊園に」の次に「合葬式墓地（複数の焼骨を合同して埋蔵する施設をいう。以下同じ。）及び」を加える。

第6条第1項中「規則の」を「規則で」に改め、「許可」の次に「(以下「使用許可」という。)」を加える。

第8条第2項中「の数に満たず、使用者を決定できない墓地がある」を「又は合葬式墓地に係る焼骨の埋蔵の数に満たない」に、「当該墓地」を「当該墓地又は合葬式墓地」に改める。

第9条中「墓地」を「公募した墓地又は合葬式墓地に係る焼骨の埋蔵」に改める。

第10条中「墓地の」を削る。

第11条第1項中「使用者」を「墓地の使用者」に改め、同条第2項中「及び墓地」を「、墓地及び合葬式墓地」に改める。

第12条第3項中「使用者」を「墓地の使用者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(合葬式墓地に係る埋蔵の方法等)

第12条の2 合葬式墓地における焼骨の埋蔵は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

(1) 合葬式墓地の使用許可を受けた後、一時収蔵施設（堺市立霊堂条例（平成6年条例第33号）第3条の一時収蔵施設をいう。以下同じ。）における保管を経ずに、合葬式墓地に焼骨を埋蔵する方法（以下「直接合葬」という。）

(2) 合葬式墓地の使用許可を受けた後、第20条第1項の使用許可証に記載の使用開始日（以下単に「使用開始日」という。）から20年を経過するまでの間、焼骨を一時収蔵施設に保管し、当該期間が経過した後、合葬式墓地に焼骨を埋蔵する方法（以下「一時収蔵施設保管後合葬」という。）

2 一時収蔵施設保管後合葬の場合において、一時収蔵施設への保管のために用いることのできる骨箱類の寸法は、縦及び横それぞれ20センチメートル以内で、高さ21セ

ンチメートル以内とする。

- 3 合葬式墓地の利用者は、埋蔵される者の氏名等を掲出するため、合葬式墓地に設置された記名板を使用することができる。

第14条中「利用者は、墓地」を「墓地の利用者は、当該墓地」に、「返還し」を「原状に回復し、返還し」に改め、同条後段を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が同項の墓地を原状に回復する必要がないと認めたときは、その利用者は、現状のままこれを返還することができる。

第14条の次に次の1条を加える。

(合葬式墓地に埋蔵された焼骨の取扱い)

第14条の2 合葬式墓地に埋蔵された焼骨は、返還しない。

第15条第1項第1号中「許可」を「墓地の利用者が使用許可」に改め、同項第2号中「3年間」を「墓地の利用者が3年間」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 合葬式墓地の利用者が、正当な理由なく使用開始日から1年以内に規則で定める焼骨の埋蔵の手続(一時収蔵施設保管後合葬の場合にあっては、焼骨の収蔵の手続)を行わないとき。

第15条第2項中「利用者」を「墓地の利用者」に、「復し」を「回復し」に改め、同条第3項中「利用者」を「墓地の利用者」に改める。

第16条中「利用者」を「墓地の利用者」に改める。

第17条の見出しを「(無縁墓地の改葬等)」に改め、同条中「市長は、第15条第1項の規定により使用許可を取り消した場合又は前条の規定により使用権が消滅した場合において、所定の手続により市長が墳墓を移転する」を「市長は、前項の規定による改葬の」に、「利用者」を「墓地の利用者」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

市長は、第15条第1項の規定により墓地の使用許可を取り消した場合又は前条の規定により使用権が消滅した場合は、当該墓地に埋蔵された焼骨を合葬式墓地に改葬することができる。

第18条中「墓地」を「霊園」に、「許可」を「使用許可」に改める。

第18条の2第1項中「利用者」を「墓地の利用者」に改め、同条第2項ただし書中「還付しない」を「、還付しない」に改める。

第19条中「墓地の使用を許可するとき」を「使用許可(記名板の使用に係るものを除

く。)をするとき」に、「5割増」を「5割増し」に改める。

第21条第1項中「使用者」を「墓地の使用者」に改める。

第22条第1号中「使用許可証に記載の使用開始日(以下単に「使用開始日」という。)」を「墓地の使用者が、使用開始日」に改め、同条第2号から第4号までの規定中「使用開始日」を「墓地の使用者が、使用開始日」に改め、同条に次の2号を加える。

(5) 合葬式墓地の使用者が、規則で定める焼骨の埋蔵の手続(一時収蔵施設保管後合葬の場合にあつては、焼骨の収蔵の手続)を行う前に使用許可の取消しを申し出て、これが認められたとき。 既納の使用料の全額

(6) 合葬式墓地の使用者が、一時収蔵施設において保管している焼骨を合葬式墓地以外の墳墓に改葬するとき。 既納の使用料を20で除して得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)に、焼骨の返還を受けた日以後の当該一時収蔵施設における保管に係る残余の年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数とする。)を乗じて得た額の半額

第27条第1号中「業務」の次に「(使用許可その他市長が定める業務を除く。)」を加える。

第28条第1項中「公の施設の管理運営に関する実績及び墓地の特性等を勘案し、本市が出資する法人のうちから適当と認めるもの」を「特別の事由があると認める場合を除き、前条に規定する業務の遂行に必要な能力及び実績を有する法人その他の団体のうちから、公募により指定管理者」に改める。

別表中「一般墓地」を「墓地」に改め、同表に次のように加える。

合葬式墓地	直接合葬	1体当たり50,000円
	一時収蔵施設保管後合葬	1体当たり150,000円
記名板		1枚当たり50,000円

別表の備考2中「芝生墓地」を「墓地のうち芝生墓地」に改める。

(堺市立霊堂条例の一部改正)

第2条 堺市立霊堂条例(平成6年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「許可」の次に「(以下「使用許可」という。)」を加え、同条第4項中「使用の許可」を「使用許可」に改め、同条第5項中「第1項の許可をした」を「使用許可を受けた」に改める。

第9条第2項中「、使用の許可」を「、使用許可」に改める。

第18条第2項中「当該焼骨等を」の次に「合葬式墓地(堺市霊園条例(昭和38年条

例第7号)第4条に規定するものをいう。以下同じ。)その他の」を加える。

第19条第2号中「前号に定める」を「前各号に掲げる」に改め、同条を同条第5号とし、同条第1号の次に次の3号を加える。

(2) 合葬式墓地の使用許可(堺市霊園条例第12条の2第1項第2号に規定する一時収蔵施設保管後合葬に係るものに限る。)を受けた者が、焼骨を埋蔵するまでの間、当該焼骨を保管するとき。

(3) 堺市霊園条例第13条第1項の規定による改葬をさせる場合において、当該改葬をさせるまでの間、市長が必要があると認めて焼骨を一時的に保管するとき。

(4) 堺市霊園条例第17条第1項の規定による改葬を行う場合において、当該改葬を行うまでの間、焼骨を一時的に保管するとき。

第23条第1号中「業務」の次に「(納骨壇の使用許可その他市長が定める業務を除く。)」を加える。

第24条第1項中「公の施設の管理運営に関する実績及び霊堂の特性等を勘案し、本市が出資する法人のうちから適当と認めるもの」を「特別の事由があると認める場合を除き、前条に規定する業務の遂行に必要な能力及び実績を有する法人その他の団体のうちから、公募により指定管理者」に改める。

第30条を第31条とし、第29条を第30条とする。

第28条第1項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 附属施設の使用許可等は、第5条、第7条及び第13条の規定の例により行うこと。

第28条第2項中「前項第1号」を「前項第2号」に改め、同条を第29条とし、第27条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第28条 市長は、附属施設の利用に係る料金(以下この条において「利用料金」という。)を指定管理者に自らの収入として収受させることができる。

2 前項の場合における利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公告するものとする。

4 附属施設を使用しようとする者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない

い。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める者については、この限りでない。

5 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中堺市霊園条例第27条及び第28条の改正規定、第2条の規定(堺市立霊堂条例第18条及び第19条の改正規定を除く。)並びに次項の規定 令和5年4月1日

(2) 第1条中堺市霊園条例第14条の改正規定 令和6年4月1日

(施行前の準備行為)

2 この条例の施行の日以後の霊園の使用に係る使用の許可に関し必要な手続その他の行為については、この条例の施行前においても、第1条の規定による改正後の堺市霊園条例(次項において「新条例」という。)の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

3 新条例第14条の規定は、令和6年4月1日以後に行われる届出に係る墓地の返還について適用し、同日前に行われた届出に係る墓地の返還については、なお従前の例による。

堺市霊園条例及び堺市立霊堂条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

墓地の多様化に対応し、堺市霊園及び堺市立霊堂の使用者の利便性の向上及び効率的かつ効果的な管理運営を図るため、堺市霊園に合葬式墓地を設置し、並びに堺市霊園及び堺市立霊堂の管理及び指定管理者制度の運用について見直しを行うこととし、次に掲げる改正を行うものであること。

(1) 堺市霊園条例（昭和38年条例第7号）に係る次の事項に関する改正

- ア 合葬式墓地の設置等及びこれに伴う規定の整備
- イ 墓地の返還に伴う原状回復
- ウ 無縁墓地の改葬等
- エ 指定管理者の指定の手續及び指定管理者に行わせる業務の範囲

(2) 堺市立霊堂条例（平成6年条例第33号）に係る次の事項に関する改正

- ア 合葬式墓地に係る一時収蔵施設への焼骨の収蔵等
- イ 指定管理者の指定の手續及び指定管理者に行わせる業務の範囲等
- ウ 利用料金制度の導入
- エ 規定の整備

2 施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものであること。ただし、1(1)イに係る改正規定にあつては令和6年4月1日から、1(1)エ並びに(2)イ、ウ及びエに係る改正規定にあつては令和5年4月1日から施行するものであること。

堺市いじめ防止等対策推進委員会条例の一部 を改正する条例

堺市いじめ防止等対策推進委員会条例（平成26年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第28条第1項」を削る。

第2条を次のように改める。

（所掌事務）

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、法第12条に規定する本市のいじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関する事項について調査審議する。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

第8条第4項を削り、同条を第7条とし、第9条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（守秘義務）

第9条 委員会の委員及び特別委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に、この条例による改正前の第2条第2号の規定により堺市いじめ防止等対策推進委員会に対してなされた諮問であって、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がなされていないものについては、なお従前の例による。

堺市いじめ防止等対策推進委員会条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

堺市いじめ防止等対策推進委員会では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態に係る調査の比重が大きく、近年、同法第12条に規定するいじめの防止等のための対策に関する調査審議が十分に実施できていない。今後、本市におけるいじめの未然防止及び早期発見に資する取組の充実を図るため、その所掌事務等について見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和5年4月1日から施行するものであること。

堺市いじめ重大事態調査委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、本市に堺市いじめ重大事態調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、法第28条第1項に規定する重大事態（以下単に「重大事態」という。）に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員)

第5条 教育委員会は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、委員会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されたものとする。

(報酬)

第6条 委員（特別委員を含む。）の報酬の額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。

(1) 児童若しくは生徒（以下「児童等」という。）、教職員、児童等の保護者その他委員会が必要と認める者に対する聴取等による調査又は当該調査に係る結果の検証若しくは報告書の作成を行う場合 1日につき30,000円

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 1日につき10,200円

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員（議事に関係のある特別委員を含む。以下この条において同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第2条に規定する事項を調査審議する場合において、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該委員は、当該事項に係る議事に加わることはできない。

(1) 3親等以内の親族が当該事項の当事者であるとき。

(2) 前号に掲げるときのほか、公平性又は中立性の確保において支障を生じさせるおそれがあると委員会が認めるとき。

(部会)

第9条 委員会は、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関する事務を行わせるため、当該重大事態ごとに調査部会を置くことができる。

2 委員会は、その定めるところにより、調査部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

(関係者の出席)

第10条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第11条 委員会の委員及び特別委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる委員会の会議の招集は、第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、教育委員会が行う。

堺市いじめ重大事態調査委員会条例の制定について

1 制定の趣旨及び内容

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 14 条第 3 項及び第 28 条第 1 項の規定に基づき、同項に規定する重大事態に係る事項を調査するため、本市教育委員会に堺市いじめ重大事態調査委員会を設置することとし、次の事項を規定の内容とする本条例を制定するものであること。

- (1) 設置及び所掌事務に関する事項
- (2) 組織及び委員の任期に関する事項
- (3) 特別委員に関する事項
- (4) 報酬に関する事項
- (5) 委員長に関する事項
- (6) 会議及び部会並びに関係者の出席に関する事項
- (7) 守秘義務に関する事項

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行するものであること。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 大浜高層建替住宅建設工事
- 2 工事概要 住宅建設工事
住棟新築 鉄筋コンクリート造地上11階建
延べ面積 3,676.83㎡
駐輪場新築 鉄骨造平屋建 延べ面積 53.64㎡
ごみ置場新築 鉄筋コンクリート造平屋建 延べ面積 19.44㎡
ポンプ室新築 鉄骨造平屋建 延べ面積 8.00㎡
屋外附帯
昇降機設備工事
- 3 契約の相手方 堺市堺区永代町5丁1番10号
木綿麻・源建設工事共同企業体
代表構成員 株式会社木綿麻建設
代表取締役 中東 栄
他の構成員 株式会社源建設工業
代表取締役 中東 博子
- 4 契約金額 1,038,906,000 円
うち取引に係る消費税額等 94,446,000 円
- 5 仮契約の日 令和5年1月20日

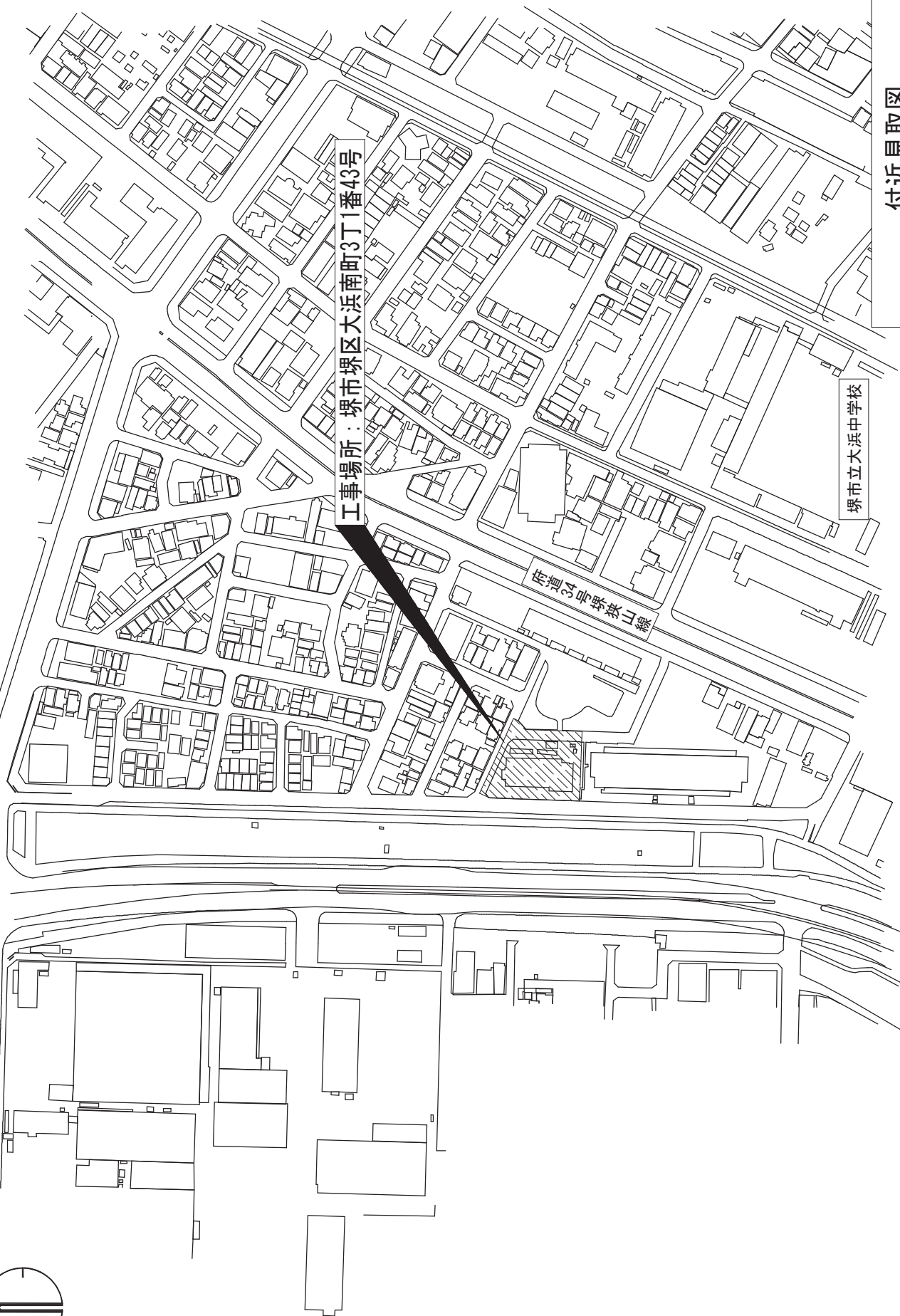
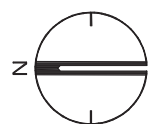
工事請負契約の締結について

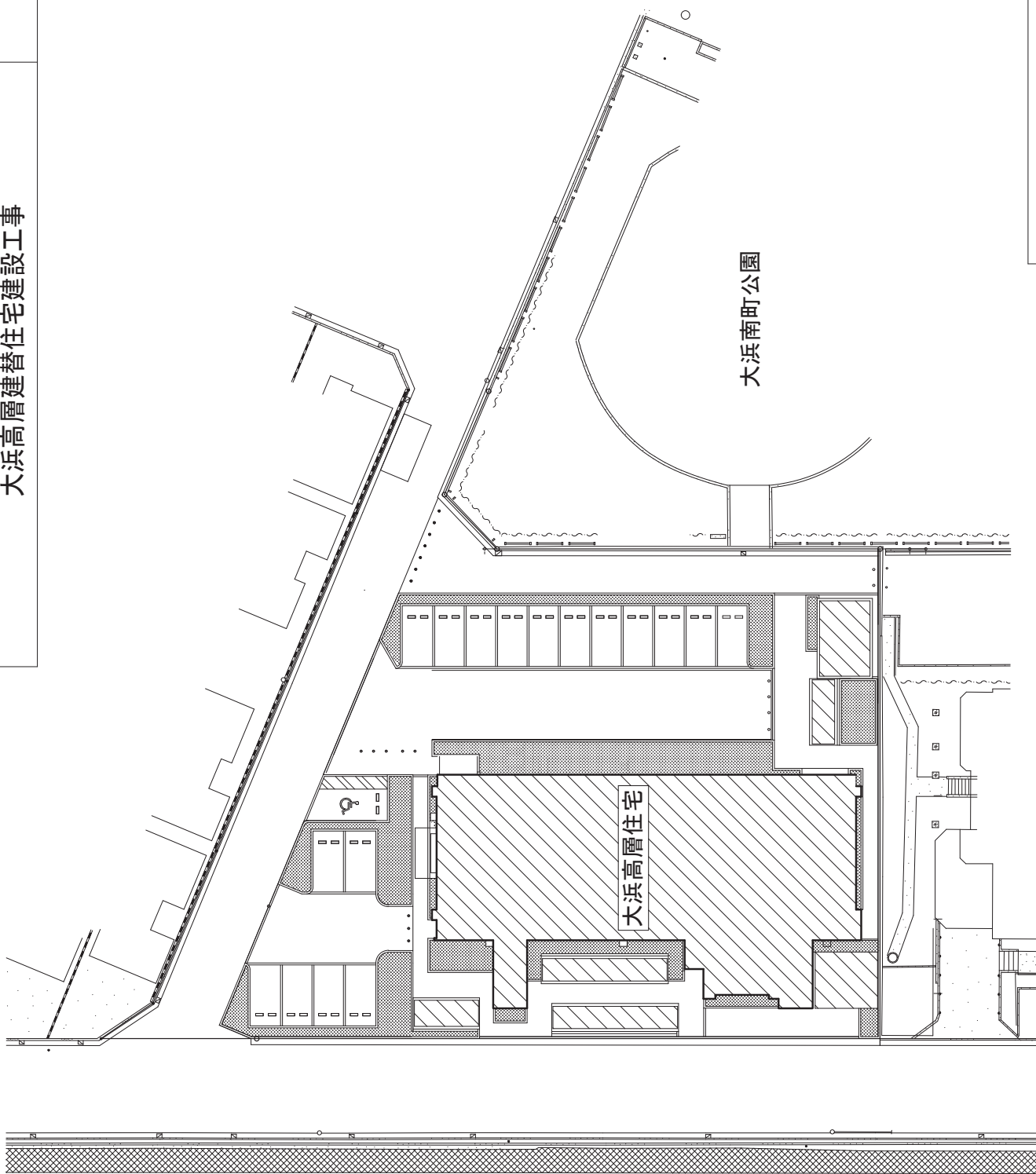
- 1 契約の締結方法 総合評価一般競争入札
(地方自治法施行令第167条の10の2第2項による)
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から
令和6年12月13日まで
- 3 入札執行日時 令和4年12月27日 午前10時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

参 加 者	経 過	技術 評価点	第1回入札金額 (単位 円)	評価値	備 考
木 綿 麻 ・ 源 建設工事共同企業体		108.9	944,460,000	11.530	落札(低入札価格調査の結果)
株式会社橋爪工務店		111	1,008,000,000	11.011	
隆栄建設・大森工務店 建設工事共同企業体		108.15	1,020,000,000	10.602	
堺 土 建 株 式 会 社			辞退		

(備考) 予定価格 1,083,332,000 円、調査基準価格 1,012,340,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の10%に相当する額(消費税額等)を加算した金額が契約金額になる。





配置図

工事請負契約の変更について

次のとおり工事請負契約の内容を一部変更する。

- 1 契約の目的 上神谷高架橋（P7-P8 工区）耐震対策ほか工事
- 2 契約の相手方 大阪府堺市堺区甲斐町東 4 丁 2 番 20 号
五大・成世建設工事共同企業体
代表構成員 株式会社五大コーポレーション
代表取締役 丸橋 宣夫
他の構成員 成世建設株式会社
代表取締役 出雲 康雄
- 3 契約金額 変更前 276,100,000 円
うち取引に係る消費税額等 25,100,000 円
変更後 317,578,800 円
うち取引に係る消費税額等 28,870,800 円
- 4 仮契約の日 令和 5 年 1 月 16 日

工事請負契約の変更について

1 変更する内容

	変更前	変更後
週 休 2 日 制	一	1 式

2 契約金額の変更 変更額（増） 41,478,800 円

うち取引に係る消費税額等 3,770,800 円

3 變更理由

本工事は、受注者希望方式の週休 2 日制工事の対象工事である。受注者の希望により、週休 2 日制工事を実施することとなり、対象期間の現場閉所実績が 4 週 8 休以上を達成する見込みであることを現場閉所実績書、現場閉所計画書により確認した。その結果、堺市建設局週休 2 日制工事試行要領第 9 条に基づき、設計金額を変更する必要性が生じたため、増額となる。

その他、設計時に確認が困難であった設計図書の施工条件と工事現場の不一致について、設計数量に増減が発生した結果、増額となる。

以上のことから、増額変更を行うものである。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市都市緑化センター	大阪市西区江戸堀 1 丁目 8 番 14 号	アメニス・ECCOM グループ	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
	(代表団体) 大阪市西区江戸堀 1 丁目 8 番 14 号	(代表団体) 株式会社日比谷アメニス大阪支店	
	(他の構成団体) 三重県三重郡菰野町 小島 4059 番地	(他の構成団体) NPO 法人 ECCOM	

[根 拠]

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市都市緑化センターの指定管理者としてアメニス・ECCOM グループを指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
アメニス・ECCOM グループ	令和 4 年 12 月 1 日	堺市都市緑化センター の管理運営	堺市都市緑化センターの管理運営を 目的に設立された 共同事業体である。	公募

3 選定の理由

堺市公園条例(昭和 35 年条例第 18 号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定により公募を行い、応募のあった 2 団体について堺市建設局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 27 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、本市公園の健全な発展と使用の適正化及び当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市都市緑化センターの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

①堺市堺区東上野芝町1丁目4番地3

堺グリーンパートナーズ

(代表団体)

堺市堺区東上野芝町1丁目4番地3

公益財団法人堺市公園協会

(他の構成団体)

大阪市中央区難波5丁目1番60号

南海ビルサービス株式会社

(他の構成団体)

堺市西区上野芝向ヶ丘町3丁目10番26号

特定非営利活動法人グリーンカレッジ大阪

②大阪市西区江戸堀1丁目8番14号

アメニス・ECCOM グループ

(代表団体)

大阪市西区江戸堀1丁目8番14号

株式会社日比谷アメニス大阪支店

(他の構成団体)

三重県三重郡菰野町小島4059番地

NPO 法人 ECCOM

(2) 選定経過

令和4年10月19日 堺市建設局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和5年1月6日 堺市建設局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 大阪公立大学大学院准教授 中村 彰宏

委員 追手門学院大学准教授 今堀 洋子

委員 大阪公立大学大学院准教授 武田 重昭

委員 弁護士 千葉 輝顕

委員 公認会計士 西村 智子

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	堺グリー ンパ ートナ ーズ	アメニ ス・ ECCOM グ ループ
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 1 号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	40 点	31 点	31 点
(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (同条例第 27 条第 3 項第 2 号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40 点	29 点	30 点
(3) 使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (同条例第 27 条第 3 項第 3 号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報の保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	40 点	30 点	31 点
(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (同条例第 27 条第 3 項第 4 号)	①休館日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策	40 点	30 点	30 点
(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (同条例第 27 条第 3 項第 5 号)	①目標設定、目標達成の方策 ②館内展示、イベント及び屋外利用等の企画運営計画 ③集客、啓発及び広報等業務の企画運営計画 ④自主事業の実施計画	120 点	97 点	112 点
(6) 管理経費の縮減が図られること。 (同条例第 27 条第 3 項第 6 号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	56 点	28 点	31 点
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (同条例第 27 条第 3 項第 7 号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等 (障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)	64 点	39 点	27 点
合計点		400 点	284 点	292 点

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結する。

- 1 契 約 の 目 的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契 約 の 期 間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 契 約 の 金 額 12,793,000 円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払
- 5 契約の相手方 *****

弁護士 田上 智子

[根 拠]

地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

市道路線の認定について

市道路線を別紙調書のとおり認定する。

[根 拠]

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

市道路線認定調書

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地	付 記
7353	黒山45号線	美原区黒山1507番地先 美原区黒山1512番地先		土地地区画整理 事業
7354	黒山46号線	美原区黒山1500番地先 美原区黒山1505番地先		〃
7598	金岡325号線	北区金岡町1962番7地先 北区金岡町1962番10地先		開発に伴う寄 付
7562	真福寺31号線	美原区真福寺314番2地先 美原区真福寺67番2地先		〃
7702	深井東27号線	中区深井東町3032番1地先 中区深井東町3032番6地先		都市計画法第 39条による 帰属
7563	白鷺25号線	東区白鷺町2丁295番39地先 東区白鷺町2丁295番26地先		〃
7970	日置荘北64号線	東区日置荘北町3丁304番6地先 東区日置荘北町3丁300番10地先		〃
7971	日置荘北65号線	東区日置荘北町3丁57番26地先 東区日置荘北町3丁57番35地先		〃
7591	菩提224号線	東区菩提町5丁195番10地先 東区菩提町5丁205番20地先		〃
7886	南花田71号線	北区南花田町358番6地先 北区南花田町361番17地先		〃
7737	大饗43号線	美原区大饗75番14地先 美原区大饗75番8地先		〃
7465	北余部92号線	美原区北余部333番2地先 美原区北余部333番15地先		〃
7466	北余部93号線	美原区北余部247番10地先 美原区北余部247番5地先		〃

市道認定路線図

36-24

整理番号 7353

黒山45号線

1512

1507

凡
例



認定道路

市道認定路線図

整理番号 7354

36-19

黒山46号線

1500

1505

凡
例



認定道路

市道認定路線図

25-24

整理番号 力598

金岡町

金岡325号線

1962-7 1962-10

わくわく広場

金岡町
ラベンダー
広場

ふれあい広場

凡
例



認定道路

市道認定路線図

整理番号 シ562

36-05

真福寺

真福寺ちびっこ公園
式内瑞光神社

文徳院

真福寺31号線

314-2

67-2

新羅町真福寺
公民館

真福寺公園

真福寺

真福寺

凡
例



認定道路

市道認定路線図

整理番号 7702

深井東27号線

3032-1
3032-6

深井沢町

深井沢町

畑山町共同
墓地凡
例

認定道路

市道認定路線図

整理番号 シ563

34-15

白鷺25号線

295-39

白鷺町

295-26

凡
例



認定道路

市道認定路線図

整理番号 比970



市道認定路線図

整理番号 ㄟ971

35-19

第三東初芝公園

第2東初芝公園

日置荘北65号線

57-26

57-35

北町 3丁

荘小学校

日置荘北町 3丁

日置荘北町 3丁

市立日置荘中学校

日置荘北町 3

凡
例



認定道路

市道認定路線図

35-14

整理番号 木591

市立南八下小学校

菩提町 5 丁

菩提224号線

195-10

菩提町 5 丁

205-20

菩提

大饗

東初芝公園

日置荘北町

凡
例



認定道路

市道認定路線図

整理番号 886

19-12

南花田71号線

358-6

36

17

市立北八下
幼稚園

南花田71号線
沿道施設

社会福祉法人まなまな
ケアハウス
デイサービスセンター
プレス南花田

グループホーム春の風
社会福祉法人コスモス
ほくが作業所

凡
例



認定道路

市道認定路線図

36-12

整理番号 才737

大饗43号線

75-14

75-8

北余部

大饗

北余部

凡
例



認定道路

市道認定路線図

36-22

整理番号 ㌦465

北余部92号線

333-2

333-15

凡
例



認定道路

市道認定路線図

整理番号 466



大字太井共有地処分について

次のとおり大字太井共有地を処分する。

1 処分物件の表示

所在地		地目	地積 (㎡)		備考
町名	地番		公簿面積	処分面積	
堺市美原区阿弥	212 番 6	溜池	7.32	7.32	

※処分面積は、実測面積の数値である。

2 処分者

太井地区会

代表者 堺市美原区太井 309 番地甲 地区長 田中 清恵

3 処分の相手方

堺市美原区阿弥 212 番地 45

北川 淳

4 処分金額

金 200,000 円

5 処分理由

地元公益事業費に充当するため。

大字太井共有地処分について

1 処分金配分内訳及び処分金使途計画

自治会名	配分金(円)	使途計画	金額(円)	備 考
太井地区会	200,000	地元公益事業費	160,000	
		堺市に対する納付金	40,000	20%相当額
計			200,000	

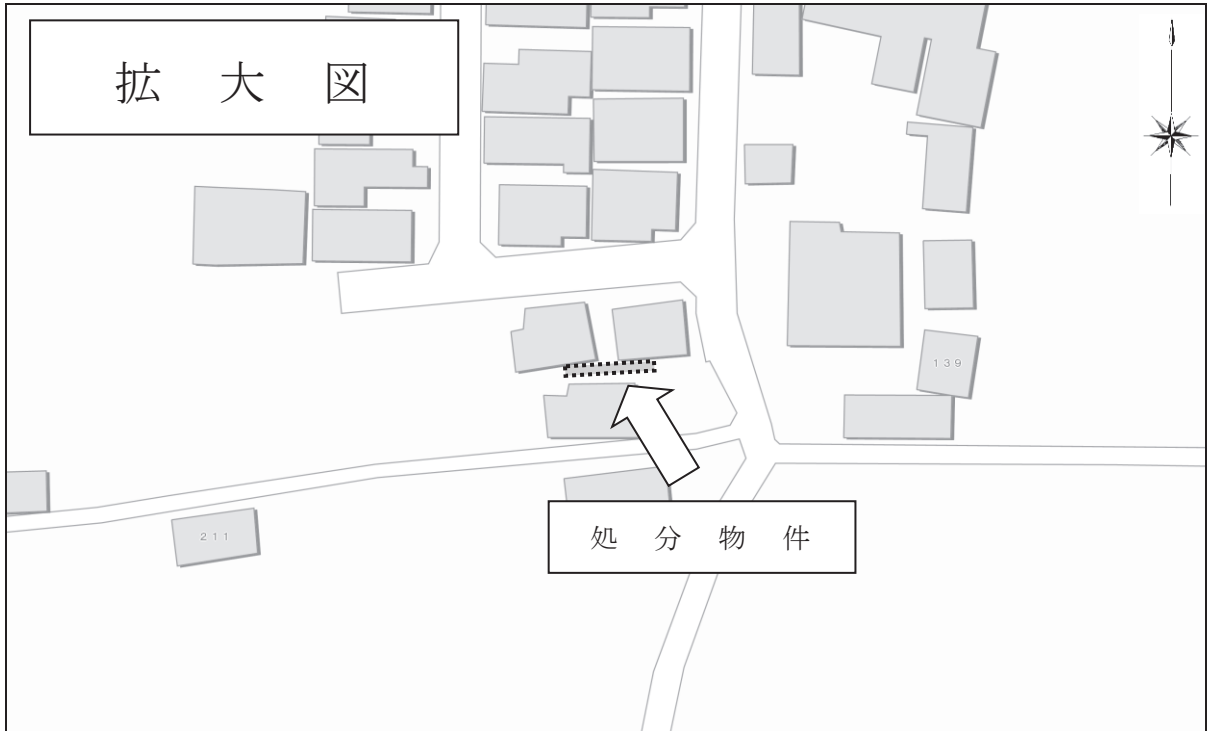
2 処分物件所在地付近見取図

別紙のとおり

3 登記の方法

本処分物件の全部事項証明書上の所有者は、「大字太井」であるため、「譲与」を登記原因として議案書に記載の処分者に変更後、処分の相手方へ変更する。

処分物件所在地付近見取図



大字西共有地処分について

次のとおり大字西共有地を処分する。

1 処分物件の表示

物件 番号	所 在 地		地 目	地 積（㎡）		備 考
	町 名	地 番		公簿 面積	処分 面積	
1	堺市東区日置荘西町8丁	612 番 31	堤	21	21.26	石池の一部
2		612 番 35		23	23.35	
3		612 番 36		19	19.48	
4		612 番 37		22	22.68	

※処分面積は、実測面積の数値である。

2 処分者

日置荘西町会連合会

代表者 堺市東区日置荘西町5丁14番17号 会長 大橋 金剛

3 処分の相手方

物件番号	処分の相手方	
	住所	氏名
1	堺市東区大美野149番地42	浅木森 知樹
2	堺市東区大美野149番地	今井 辰次
3	堺市東区大美野149番地	朝倉 聖臣
4	堺市東区大美野149番地45	澤田 隆道

4 処分金額

物件番号	処分金額（円）
1	386,545
2	424,545
3	354,181
4	412,363
計	1,577,634

5 処分理由

地元公益事業費に充当するため。

大字西共有地処分について

1 処分金配分内訳及び処分金使途計画

自治会名	配分金(円)	使途計画	金額(円)	備 考
日置荘西町会連合会	1,577,634	地元公益事業費	638,817	
		水利権消滅補償費	638,817	
		堺市に対する納付金	300,000	20%相当額
計			1,577,634	

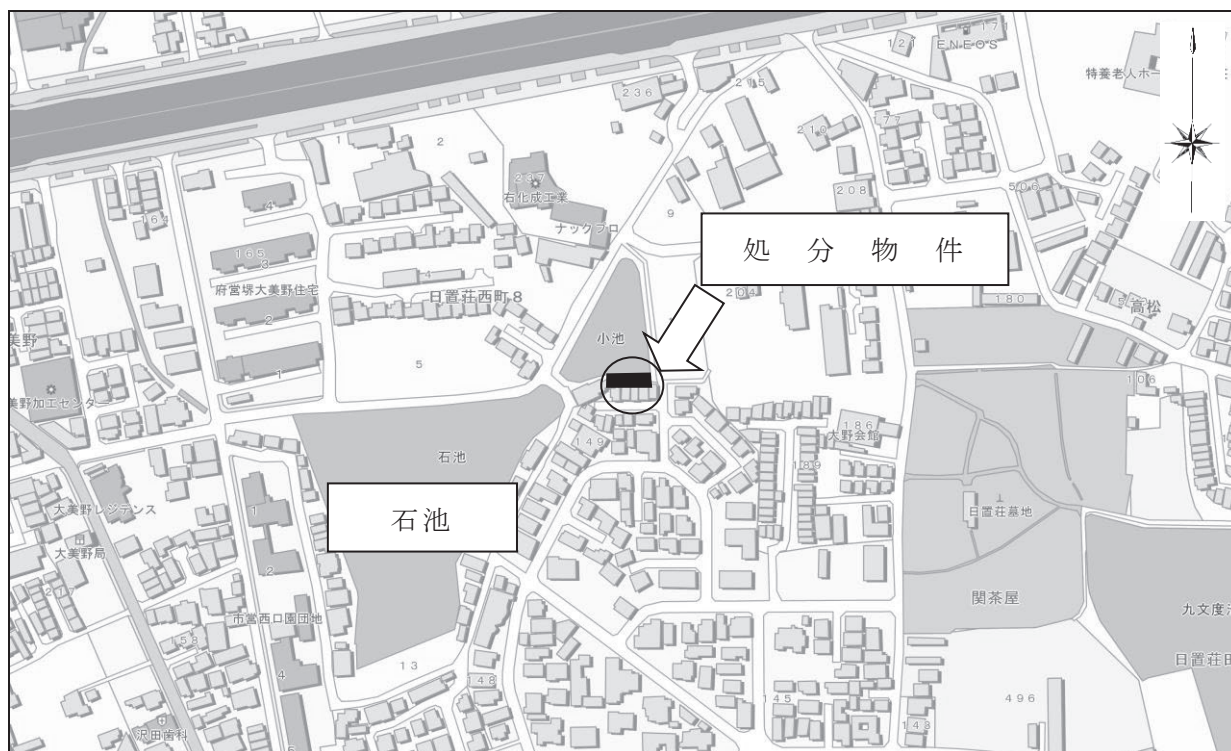
2 処分物件所在地付近見取図

別紙のとおり

3 登記の方法

本処分物件の全部事項証明書上の所有者は、「大字西」であるため、「譲与」を登記原因として議案書に記載の処分者に変更後、処分の相手方へ変更する。

処分物件所在地付近見取図



損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

[根 拠]

地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき議会の承認を得る必要があるため。

損害賠償の額の決定の専決について

損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和5年1月20日

堺市長 永 藤 英 機

[専決する理由]

市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をする必要があるため。

堺市立浜寺石津小学校の教材購入代金未払に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

- 1 損害賠償の額 金 1,102,880 円

- 2 損害賠償の相手方 堺市堺区榎元町 1 丁 8-16
株式会社大豊堂 代表取締役 川合 克典

損害賠償の額の決定について

令和2年度から令和4年度にわたり、浜寺石津小学校に勤務していた元学校事務職員が保護者からの預かり金である学校徴収金を横領していたため、同校が一括して相手方から購入し、すでに納品され金額が確定している児童の教材費金1,102,880円について、請求行為がなされているが、学校徴収金から支払ができずに未納となっているため早急に支払いを完了させる必要がある。

相手方と損害賠償の額について交渉を重ねた結果、金1,102,880円で合意に至ったものの。

地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

[根 拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

1 市長の専決事項の指定第1項による専決処分

(人権部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
5	5. 1. 16	12, 584	堺市堺区**** ****	*****	令和4年12月20日(火) 午前10時50分ごろ、堺市 堺区*****において、人権推進課職員の運転 する本市車両が方向転換 をしようとした際、相 手方敷地内に設置された 車止めポールに接触し、損 傷させたもの。

(農政部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
52	4. 12. 2	110, 000	堺 市 中 区 平 井 987	北 谷 水 利 組 合 組 合 長 西 川 良 平	令和4年6月20日(月) 午後2時35分ごろ、堺市 中区辻之 1130-51 番地先 において、農業土木課職員 の運転する本市車両が、現 場調査を行うために停車 させようとしたところ、ブ レーキ操作を誤り、前方に あった水路の転落防止柵 に追突し、損傷させたも の。

(土木部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
4	5. 1. 13	81,459	尼崎市***** *****	*****	令和4年9月24日(土) 午前11時30分ごろ、堺市堺区松屋町2丁120地先において、相手方が自転車で府道大阪臨海線を走行中、集水桝のグレーチング蓋上を通行したところ、欠損部分に前輪がはまり転倒し、自転車を損傷したもの。
7	5. 1. 16	12,180	堺市北区***** *****	*****	令和4年10月7日(金) 午前8時ごろ、堺市北区*****水路敷において、相手方車両がコンクリート蓋に乗りあげたところ、当該蓋が車両の重量に耐えられず破損し、左後輪が水路に脱輪したため、レッカー車により引き上げたもの。

(公園緑地部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
53	4. 12. 21	28,018	堺市美原区***** *****	***** (親権者) ***** *****	令和4年10月25日(火) 午後3時ごろ、堺市美原区阿弥131-1舟渡池公園において、相手方がすべり台敷きマットで躓き転倒した際に、当該マットから出ている釘で左手を負傷したもの。

(中区役所)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
1	5. 1. 12	77,000	堺市中区深井沢町2470-17	中堺警察署長 山 木 克 則	令和4年9月20日(火) 午後3時ごろ、堺市中区東八田202-3地先において、中区自治推進課職員の運転する本市車両が、方向転換のため後進したところ、後方にあった道路標識に接触し、損傷させたもの。

(警防部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
8	5. 1. 19	63, 690	堺市東区*** ****	*****	令和4年10月1日(土) 午後9時10分ごろ、堺市 東区***** **において、東消防署の 職員が高規格救急自動車 にて緊急走行中、車両の方 向転換をする際に、相手方 車両と本市車両後部ステ ップを接触させ、当該車両 のバンパーを損傷させた もの。

2 市長の専決事項の指定第3項

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	案件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
2	5. 1. 13	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営* *****の住宅明渡し 並びに住宅使用料 127, 200 円及び住宅 使用料相当損害金	堺市堺区***** ***** 堺市営***** *****	*****
3	5. 1. 13	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営* ***** *の住宅明渡し及び 住宅使用料相当損害 金	堺市堺区***** ***** 堺市営***** *****	亡***** の 相 続 人
10	5. 1. 20	訴えの提起について	堺市西区***** *****堺市 営***** *****の住宅の明 渡し並びに住宅使用 料 42, 900 円及び住 宅使用料相当損害金	堺市西区***** ***** 堺市営***** *****	*****
11	5. 1. 20	訴えの提起について	堺市西区***** *****堺市営* *****の住宅の 明渡し及び住宅使用 料相当損害金	堺市西区***** ***** 堺市営***** *****	亡***** の 相 続 人

及び第4項による専決処分

請求等の内容	事件名及び事件の概要
(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料 金 127,200 円及び令和 4 年 10 月 1 日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****は、令和 4 年 4 月 1 日に転居し、さらに令和 4 年 9 月 30 日に入居承認を取り消したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。 このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 127,200 円及び住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 令和 4 年 9 月 1 日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****は、令和 4 年 8 月 14 日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。 このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1) 堺市西区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料 金 42,900 円及び入居承認取り消しの日の翌日から明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市西区*****堺市営*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 42,900 円及び明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1) 堺市西区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 死亡日の翌日から明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市西区*****堺市営*****は、令和 4 年 5 月 13 日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。 このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。

専決 番号	専 決 年月日	案件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
12	5. 1. 20	訴えの提起について	堺市北区***** *****堺市営* ***** の住宅の明渡し並び に 住 宅 使 用 料 304,000 円及び住宅 使用料相当損害金	堺市北区*** ***** 堺市営***** *****	*****
13	5. 1. 20	訴えの提起について	堺市北区***** *****堺市営* ***** の住宅の明渡し並び に 住 宅 使 用 料 392,000 円及び住宅 使用料相当損害金	堺市北区*** ***** 堺市営***** *****	*****

請求等の内容	事件名及び事件の概要
(1) 堺市北区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料 金 304,000 円及び入居承認取り消しの日の翌日から明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市北区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 304,000 円及び明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1) 堺市北区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料 金 392,000 円及び入居承認取り消しの日の翌日から明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市北区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 392,000 円及び明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。

3 市長の専決事項の指定第5項

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
6	5. 1. 16	大浜高層住宅 解体工事	堺 市 中 区 小 阪 651 番 地 1	有 限 会 社 K S 光 健 代 表 取 締 役 檀 野 健 一	変更前 289, 770, 800 円 (消費税額等 26, 342, 800 円) 変更後 306, 592, 000 円 (消費税額等 27, 872, 000 円)

による専決処分

変更額（増）	変更する内容	変更理由
16,821,200 円 （消費税額等 1,529,200 円）	山留等の追加に伴う増額 及び工期延長	現場において地盤の掘削を行ったところ、当初想定より地下水位が高い範囲が確認され杭の撤去に支障となることから、山留により止水した上で杭を撤去する必要が生じた結果、増額となる。また、本作業の施工に必要な期間を確保するため、工期の延長を行う。 その他、設計時に確認が困難であった設計図書の施工条件と工事現場の不一致について、設計数量及び設計内容に増減が発生した結果、増額となる。 以上のことから、増額変更及び工期の延長を行うものである。

**令和 5 年第 1 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その 2）**

令和 5 年 2 月 発 行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
Tel 072-233-1101
URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号
1-B2-22-0075

